

由利本荘市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、由利本荘市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び由利本荘市上水道事業給水条例並びに由利本荘市簡易水道事業等給水条例の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道課長等は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 水道課長等は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 水道課長等は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成する。

(文書による注意)

第4条 管理課長等は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(行政処分)

第5条 管理課長等は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、由利本荘市指定給水装置工事事業者審査委員会設置規程第1条の規定に基づく由利本荘市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
- 4 聴聞は、管理課長等が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、管理課長等は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 その他意見陳述のための手続に関しては、由利本荘市行政手続条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 15 号）に定めるところによる。

（水道技術管理者等の意見）

第 7 条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（処分の通知）

第 8 条 管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行う。

- 2 管理者は、由利本荘市指定給水装置工事事業者規程第 8 条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合には、由利本荘市指定給水装置工事事業者規程第 10 条の規定に基づき告示を行う。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第 9 条 法第 25 条の 4 に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分等の基準）

第 10 条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 20 日から施行する。